

## 滋賀県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、深刻化する野生鳥獣類による農林水産業等にかかる被害を防止するため鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）および鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知、以下「実施要領」という。）において、市町が単独で、または隣接する複数の市町が共同して作成する被害防止計画に基づく鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (事業実施計画)

第2条 本事業を実施しようとする事業実施主体の長は、実施要綱別記3の第1の2に基づき事業実施計画を作成し、様式第1号により知事に提出するものとする。

### (交付申請)

第3条 事業を実施しようとする事業実施主体の長は、事業実施計画で定めた取組の実施に必要な経費について、様式第2号により交付申請書を作成し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項により申請のあった内容について審査の上、当該事業実施主体に対し補助金を交付することが適当と認められる場合は、交付金の交付決定額を通知するものとする。

3 前項により通知を受けた事業実施主体の長は、次に掲げる重要な変更を加えようとする場合については、第1項の規定に準じて、様式第3号により手続きを行うものとする。

(1) 事業の中止または廃止

(2) 事業内容の変更（事業費の3割以上の増減に限る。）、追加または削除

4 第1項の経費については、実施要綱に定めるもののほか、別記のとおりとする。

### (事業の着工・着手)

第4条 事業の着工または着手は、原則として、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体の長は速やかにその旨を、実施要領別記3の第4の3ただし書きに基づき、交付決定前着工届を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第5条 事業実施主体の長は、事業実施計画に基づき事業を実施した場合は、様式第4号により、3月31日までに実績報告書を作成の上、知事に報告するものとする。

2 知事は、事業実施主体の長から第1項の報告があった時は、事業の実施状況について検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体の長に通知するものとする。

3 前項に定める検査・審査については、書面によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体からの聴取や現地確認等により、事業が適切に実施されたことを確認するものとする。

(是正のための措置)

第6条 知事は、第5条第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを事業実施主体の長に対して指示するものとする。

(交付金の交付)

第7条 事業実施主体の長は、第5条第2項の通知を受けた場合で、交付金の交付を受けようとするときは、様式第5号により、補助金交付請求書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(年度内における支払)

第8条 事業実施主体の長は、捕獲実績に応じ、様式第6号により、知事に対し補助金の支払いを請求することができるものとする。

2 前項の支払いの請求は、原則として四半期に1回とするが、事業実施主体にやむを得ない事情があり、知事が適当と認める場合は、この限りではない。

(交付金の返納)

第9条 本事業に係る交付金の交付を受けた事業実施主体の長は、交付金を受けた後に交付要件を満たさないことが判明した場合には、交付金の全部または一部を知事に返納しなければならない。

2 知事は、本事業に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が、交付金を受けた後に交付要件を満たさないことが判明した場合には、事業実施主体の長に対して交付金の全部または一部について、期日を定め返納を命じることができるものとする。

3 前項により返納を命ぜられた事業実施主体の長は、当該交付金を知事に返納しなければならない。

(事業の支援対象期間)

第10条 本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲実施の確認をした場合に支援対象とする

ことができる。

(事業実施状況の報告)

第 11 条 事業実施主体の長は、実施要綱別記 3 の第 5 の 1 に基づき、様式第 7 号により、本事業の実施状況を事業実施年度の翌年度の 5 月 15 日までに知事に報告するものとする。

(事業の評価)

第 12 条 事業実施主体の長は、実施要綱別記 3 の第 6 に基づき、農林水産省生産局長が別に定めるところにより事業の評価を行い、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上、様式第 8 号により被害防止計画の目標年度の翌年度の 8 月末日までに知事に報告するものとする。なお、事業評価を行った事業実施主体は、その結果を公表するものとする。

2 知事は、実施要綱別記 3 の第 6 に基づき、その内容を被害防止計画の目標年度の翌年度の 9 月末日までに近畿農政局長に報告するものとする。

3 知事は、近畿農政局長から実施要綱別記 3 の第 6 に基づく指導が行われた場合は、その指導内容を踏まえ、該当する事業実施主体に対する指導を行うものとする。

(財産の管理等)

第 13 条 事業実施主体は、本事業により取得した財産について、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産を処分することにより、収入があり、または収入があると見込まれるときは、その全部または一部を第 9 条に準じて知事に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 14 条 財産処分の制限の対象となる財産は、事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 4 号の規定に準じ、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械および器具とする。

(帳簿の備付け等)

第 15 条 本事業に係る交付金の交付を受けた事業実施主体は、本事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿および証拠書類を、事業の完了または中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年が経過した日まで保管するものとする。

2 取得財産が農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に準じ、同規則に定める処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 3 知事は、必要に応じて、当該事業実施主体の長に対し、交付金に係る経理内容を調査し、知事への交付金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(書類の提出)

第16条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(標準事務処理期間)

第17条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。第3条第2項の規定による補助金等の交付の決定は、第3条第1項の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- 3 第5条第2項の規定による額の確定は、第5条第1項の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度分の交付金から適用する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の交付金から適用する。  
この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度分の交付金から適用する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。

様式第 1 号

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 あて

(事業実施主体)  
所在地  
団体名  
代表者氏名 **【印】**

平成 年度鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における事業実施計画につ  
いて

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9423 号農  
林水産事務次官依命通知）別記 3 の第 1 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて提出し  
ます。

(注)

- 1 関係書類として、別紙の事業実施計画を添付すること。

様式第2号

平成 年度鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 あて

(事業実施主体)  
所在地  
団体名  
代表者氏名 **【印】**

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、滋賀県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付要綱第3条第1項の規定に基づき申請します。

記

交付金交付申請額  
有害捕獲に係る交付金 円

(注) 関係書類として、知事に提出した事業実施計画を添付すること。

様式第3号

平成 年度鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金  
変更（中止または廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 へ

(事業実施主体)  
所在地  
団体名  
代表者氏名 【印】

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、別添のとおり変更（中止または廃止）したいので、滋賀県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付要綱第3条第3項の規定に基づき申請します。

(注)

- 1 様式第2号による交付金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出するものとする。  
この場合において、「変更（中止または廃止）の理由」を添付するとともに、補助金の交付決定により通知された事業の内容および経費の配分と変更後の事業の内容および経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 交付金の額が増額する場合には、件名の「平成 年度鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金変更承認申請書」を「平成 年度鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金の変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、滋賀県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付要綱第3条第3項の規定に基づき申請します。」を「下記のとおり変更したいので、滋賀県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付要綱第3条第3項の規定に基づき、交付金 円を追加交付されたく申請します。」とすること。

様式第4号

平成 年度鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 あて

(事業実施主体)  
所在地  
団体名  
代表者氏名 **【印】**

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、別添のとおり実施したので、滋賀県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

(注)

- 1 添付書類として、様式第2号（または同3号）に添付した事業実施計画書に準じて実績報告書を作成し添付すること。
- 2 このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料または帳簿の写しのいずれかを添付すること。また、このほか、交付金交付申請書または変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。



様式第5号

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付請求書

金 円

年 月 日付け第 号で額の確定の通知があった鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金を上記のとおり交付されるよう、滋賀県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付要綱第7条の規定により請求します。

年 月 日

滋賀県知事 あて

(事業実施主体)

所在地

団体名

代表者氏名

【印】

様式第6号

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 へ

(事業実施主体)  
所在地  
団体名  
代表者氏名

【印】

平成 年度鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金の支払請求について

このことについて、下記のとおり交付金 円を支払いされたく、滋賀県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付要綱第8条第1項の規定に基づき請求します。

記

区 分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円
計				

(注) 「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書」の写しおよび金額等が確認できる書類の写し等を証拠書として添付すること。

様式第7号

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告  
(平成 年度)

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 あて

(事業実施主体)  
所在地  
団体名  
代表者氏名 **【印】**

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記3の第5の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(注) 様式第1号に添付した事業実施計画書に準じて実施状況報告書を作成し添付すること。

様式第 8 号

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告  
(平成 年度)

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 あて

(事業実施主体)  
所在地  
団体名  
代表者氏名 **【印】**

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9423 号農  
林水産事務次官依命通知）別記 3 の第 6 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(注) 添付書類として、作成した評価報告書を添付すること。

【別記】〔滋賀県鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費交付金交付要綱第3条第4項に基づく事項〕

第1 推進事業（有害捕獲）

1 推進事業の補助対象となる経費は、有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）とする。

2 実施要領（別記3）第3の地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で設定する単価（1(1)の有害捕獲に係る捕獲活動経費）は次のとおりとする。ただし、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、計画に基づき捕獲を実施するうえで計画頭数を上回る場合には、単価調整の措置を講じることができる。

獣種	単価（円／頭・羽）
イノシシ、シカおよびサル（幼獣を除く。）	7,000円
その他の獣類	1,000円
焼却処分等のイノシシ、シカ（幼獣を除く。）	8,000円
食肉利用のイノシシ、シカ（幼獣を除く。）	9,000円
鳥類	200円

3 1の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

(1) 捕獲実施の確認は、市町の担当者（確認者）が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法（現地確認）を基本とし、確認者は実施要領【別記】別紙の様式により確認書を作成するものとする。

(2) (1)に示す現地確認が困難な場合は、次の方法により確認するものとし、確認者は実施要領別紙の様式により確認書を作成するものとする。

ア 捕獲個体全体と捕獲者が写っており捕獲場所が特定できる日付入りの写真（捕獲個体の右側面に別に指定する記号をペンキ等で記入すること。）

イ 次の表の左欄に掲げる獣種について、当該右欄に掲げる部位等

獣種	部位等
イノシシ、シカおよびサル	尾
イノシシ、シカおよびサル以外の獣類	捕獲個体
鳥類	両脚

※実施主体の担当者（確認者）は部位等により確認書を作成後、速やかに当該部位等を処分するものとする。